

新潟県条例第1号

新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県特別職の職員の退職手当支給条例（昭和35年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(退職手当の額)</p> <p>第4条 第3条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の61</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の42</u></p> <p>(2)の2 教育長 <u>100分の29</u></p> <p>(3) 地方公営企業管理者 <u>100分の29</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当分の間、一般職員（第6条第1項第2号に掲げる者を除く。）又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間は、その者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>その者が一般職員として在職していたとした場合に職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟県条例第6号）第2条の規定により退職することとなる日までの期間について、同日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額。ただし、同日前に退職した場合にあつては、当該退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。</u></p> <p>(2) <u>特別職の職員としての在職期間（前号に規定する期間を除く。）について、第4条の規定により算定して得た額</u></p>	<p style="text-align: center;">(退職手当の額)</p> <p>第4条 第3条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の63</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の43</u></p> <p>(2)の2 教育長 <u>100分の30</u></p> <p>(3) 地方公営企業管理者 <u>100分の30</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当分の間、一般職員（第6条第1項第2号に掲げる者を除く。）又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間は、その者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、<u>退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。</u></p>

5 (略)

5 (略)

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。